

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令について

民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成16年法律第149号。以下「e-文書法」という。）については、平成17年4月1日より施行されることとされているところであるが、同年3月25日に、厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成17年厚生労働省令第44号。以下「主務省令」という。）を公布し、同年4月1日から施行することとしたところであり、その内容等については、下記のとおりであるので、了知の上、その施行に遺漏なきを期されたい。

記

第1 趣旨

e-文書法は、民間事業者等に対して書面の保存等が法令上義務付けられている場合について、原則として当該書面に係る電磁的記録による保存等を行うことを可能にするための共通事項を定める等を行ったものであること。また、主務省令は、e-文書法の規定に基づき、厚生労働省所管の法令について、電磁的記録による保存等を行う範囲、方法、要件等を定めたものであること。今後、民間事業者等が、労働基準局所管法令（他府省庁との共管法令を除く。以下同じ。）に係る保存等を、電磁的記録を使用して行う場合については、主務省令の定めるところによるものであること。

第2 主務省令の内容

1 第4条関係

- (1) 本条は、民間事業者等が、法令上書面の保存が義務付けられており、当該書面に代えて電子計算機を利用した電磁的記録により保存することができない場合について、当該書面に係る電磁的記録の保存をすることができる旨を定めたものであること。
- (2) 労働基準局所管法令のうち、電磁的記録の保存をすることができるものについて

は、別添1のとおりであること。

(3) 電磁的記録による保存の方法については、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならないものとされているものであること。

① 作成された電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調整するファイルにより保存する方法（主務省令第4条第1項第1号）

② 書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクをもって調整するファイルにより保存する方法（主務省令第4条第1項第2号）

(4) 民間事業者等が、(3)の方法により電磁的記録の保存を行う場合は、必要に応じ電磁的記録された事項を出力することにより、直ちに明瞭かつ整然とした形式で使用に係る電子計算機その他の機器に表示及び書面を作成できるようにしなければならないものであり、労働基準局所管法令の規定に基づく書類については、労働基準監督官等の臨検時等、保存文書の閲覧、提出等が必要とされる場合に、直ちに必要事項が明らかにされ、かつ、写しを提出し得るシステムとなっていることが必要であること。

また、労働基準局所管法令の規定に基づく書類の電磁的記録による保存に際しては、従来のとおり、以下の要件を満たす必要があること。なお、これらに加え個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に留意すべきであることはいふまでもないこと。

① 記録された保存義務のある画像情報について、故意又は過失による消去、書換え及び混同ができないこと。また、電子媒体に保存義務のある画像情報を記録した日付、時刻、媒体の製造番号等の固有標識が同一電子媒体上に記録されるとともに、これらを参照することが可能であること。

② 同一の機器を用いて保存義務のある画像情報と保存義務のない画像情報の両方を扱う場合には、当該機器に保存義務のある画像情報と保存義務のない画像情報のそれぞれを明確に区別する機能を有していること。

③ 電磁的記録について、保存義務のある画像情報を正確に記録することが出来ること。

④ 電磁的記録に記録された保存義務のある画像情報を、法令が定める期間にわたり損なわれることなく保存することができること。

⑤ 電磁的記録を圧縮した場合等の保管システムについて、記録された画像情報を正確に復元することが出来ること。

2 第5条関係

(1) 本条は、電磁的記録による保存の対象となる書面について、電子計算機を利用して電磁的記録により作成することができる旨を定めたものであること。

(2) 労働基準局所管法令のうち、電磁的記録により作成することができるものについては、別添2のとおりであること。

- (3) 電磁的記録の作成を行う場合は、民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもって調製する方法により作成を行わなければならないものとされているものであること。
- (4) 別添2に掲げる書面の作成において記載すべき事項とされた署名等に代わり、氏名又は名称を明らかにする措置については、電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)第2条第1項による「電子署名」を行うこと(主務省令第7条)。なお、署名等が法令上記載すべき事項とはなっていない場合についても、その書面の真正性を担保するため、氏名又は名称を明らかにする措置については、同法による「電子署名」を行うことが望ましいものであること。

3 その他

- (1) 労働基準法(昭和22年法律第49号)第107条の「労働者名簿」及び第108条の「賃金台帳」については、法令上書面であることが求められていないため、今般のe-文書法の対象となっていないものであり、これらの取扱いについては、既に平成7年3月10日付け基収第94号通達及び平成8年6月27日付け基発第411号通達によって示しているところであるので、特段の変更はないものであること。また、労働基準法第18条第3項の「貯蓄金の管理に関する規程」、労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法(平成4年法律第90号)第7条第2号の「議事録」、労働基準法施行規則(昭和22年厚生省令第23号)第24条の2の2第3項第2号の「記録」、第24条の2の4第2項の「議事録」についても、法令上書面であることが求められていないため、e-文書法の対象となっていないものであるが、これらの取扱いについては、上記通達に準じること。
- (2) 今般の主務省令は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号)において措置された書類については、対象としていないものであること。

第3 関係通達の整備

1 関係通達の廃止

次に掲げる通達を廃止する。

- (1) 平成7年4月28日付け基発第282号「光磁気ディスク等の電子媒体による健康診断個人票等の保存について」
- (2) 平成11年10月18日付け基発第606号「労働安全衛生関係法令の規定に基づいて事業者が作成した書類の電子データによる保存について」

2 関係通達の改正

平成8年6月27日付け基発第411号を、以下のとおり改正するものとする。

(別添3のとおり)

題名を「磁気ディスク等による労働者名簿等の保存について」に改める。

同通達中記の2を削り、1の項番号を削る。

別表第一

労働基準法（昭和22年法律第49号）	第57条第1項の規定による戸籍証明書の備付け
	第57条第2項の規定による学校長の証明書及び親権者又は後見人の同意書の備付け
	第109条の規定による雇入、解雇、災害補償、賃金その他労働関係に関する重要な書類の保存
じん肺法（昭和35年法律第30号）	第14条第3項（第16条第2項及び第16条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定による書面の保存
	第17条第2項の規定による記録の保存
炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法（昭和42年法律第92号）	第5条第4項の規定による健康診断に関する記録の保存
社会保険労務士法（昭和43年法律第89号）	第19条第1項（第25条の20において準用する場合を含む。）の規定による帳簿の備え
	第19条第2項（第25条の20において準用する場合を含む。）の規定による帳簿及びその関係書類の保存
	第25条の25第2項において準用する商法第36条第1項の規定による商業帳簿及びその営業に関する重要な資料の保存
労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）	第24条の規定による帳簿の備え
	第36条の規定による帳簿の備え
労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）	第50条第1項（第53条の3、第54条、第54条の2及び第77条第3項において準用する場合を含む。）の規定による財務諸表等の備置き
	第103条第1項の規定による書類の保存
	第103条第2項の規定による帳簿の保存
	第103条第3項の規定による帳簿の保存
作業環境測定法（昭和50年法律第28号）	第32条第3項において準用する労働安全衛生法第50条第1項の規定による財務諸表等の備置き
	第43条の規定による帳簿及び書類の保存
労働者災害補償保険法施行規則（昭和30年労働省令第22号）	第51条の規定による労災保険に関する書類の保存
労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（昭和47年労働省令第8号）	第70条の規定による書類の保存
労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）	第23条第3項の規定による記録の保存
	第24条の4第3項の規定による記録の保存
	第38条の規定による記録の保存

号)	第51条の規定による健康診断個人票の保存	
	第135条の2の規定による記録の保存	
	第141条第3項の規定による記録の保存	
	第151条の23の規定による記録の保存	
	第151条の33の規定による記録の保存	
	第151条の40の規定による記録の保存	
	第151条の55の規定による記録の保存	
	第154条の規定による記録の保存	
	第169条の規定による記録の保存	
	第194条の25の規定による記録の保存	
	第231条の規定による記録の保存	
	第276条第4項の規定による記録の保存	
	第299条第3項の規定による記録の保存	
	第317条第4項の規定による記録の保存	
	第351条第4項の規定による記録の保存	
	第379条の規定による記録の保存	
	第381条第1項の規定による記録の保存	
	第382条の2の規定による記録の保存	
	第389条の11第2項の規定による記録の保存	
	第399条の規定による記録の保存	
	第575条の9の規定による記録の保存	
	第575条の11の規定による記録の保存	
	第575条の16第2項の規定による記録の保存	
	第590条第2項（第591条第2項、第592条第2項、第603条第2項、第607条第2項及び第612条第2項において準用する場合を含む。）の規定による記録の保存	
	ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和47年労働省令第33号）	第32条第3項の規定による記録の保存
		第67条第3項の規定による記録の保存
		第88条第3項の規定による記録の保存
	第94条第3項の規定による記録の保存	
クレーン等安全規則（昭和47年労働省令第34号）	第23条第3項の規定による記録の保存	
	第38条の規定による記録の保存	
	第79条の規定による記録の保存	
	第109条第3項の規定による記録の保存	
	第123条の規定による記録の保存	
	第157条の規定による記録の保存	
	第195条の規定による記録の保存	
	第211条の規定による記録の保存	
ゴンドラ安全規則（昭和47年労働省令第35号）	第21条第3項の規定による記録の保存	
有機溶剤中毒予防規則（昭和47年労働省令第36号）	第21条の規定による記録の保存	
	第28条第3項の規定による記録の保存	
	第28条の2第2項の規定による記録の保存	
	第30条の規定による有機溶剤等健康診断個人票の保存	
鉛中毒予防規則（昭和47年労働省令第37号）	第36条の規定による記録の保存	
	第52条第2項の規定による記録の保存	
	第52条の2第2項による記録の保存	

)	第54条の規定による鉛健康診断個人票の保存
四アルキル鉛中毒予防規則（昭和47年労働省令第38号）	第23条の規定による四アルキル鉛健康診断個人票の保存
特定化学物質等障害予防規則（昭和47年労働省令第39号）	第32条の規定による記録の保存
	第34条の2の規定による記録の保存
	第36条第2項の規定による記録の保存
	第36条第3項の規定による記録の保存
	第36条の2第2項の規定による記録の保存
	第36条の2第3項の規定による記録の保存
	第38条の4の規定による記録の保存
	第38条の10の規定による記録の保存
	第40条第1項の規定による特定化学物質等健康診断個人票の保存
	第40条第2項の規定による特定化学物質等健康診断個人票の保存
高気圧作業安全衛生規則（昭和47年労働省令第40号）	第20条の2の規定による書類の保存
	第22条第2項の規定による記録の保存
	第34条第3項の規定による記録の保存
	第39条の規定による高気圧業務健康診断個人票の保存
	第44条第2項の規定による記録の保存
	第45条第2項の規定による記録の保存
電離放射線障害防止規則（昭和47年労働省令第41号）	第9条第2項の規定による記録の保存
	第18条の7の規定による記録の保存
	第45条第1項の規定による記録の保存
	第54条第1項の規定による記録の保存
	第55条の規定による記録の保存
酸素欠乏症等防止規則（昭和57年労働省令第42号）	第57条の規定による電離放射線健康診断個人票の保存
	第3条第2項の規定による記録の保存
事務所衛生基準規則（昭和47年労働省令第43号）	第7条第2項の規定による記録の保存
	第9条の規定による記録の保存
登録製造時等検査機関等に関する規則（昭和47年労働省令第44号）	第1条の9の規定による帳簿の保存
	第10条の規定による帳簿の保存
	第18条の規定による帳簿の保存
	第19条の11の規定による帳簿の保存
	第19条の20の規定による帳簿の保存
	第19条の35の規定による帳簿の保存
	第24条第1項の規定による帳簿の保存
	第24条第2項の規定による帳簿の保存
	第49条の規定による帳簿の保存
労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント規則（昭和48年労働省令第3号）	第22条の規定による帳簿の保存

作業環境測定法 施行規則（昭和 50年労働省令 第20号）	第50条の規定による帳簿の保存
	第62条第1項の規定による書類の保存
粉じん障害防止 規則（昭和54 年労働省令第1 8号）	第18条の規定による記録の保存
	第20条の規定による記録の保存
	第26条第3項の規定による記録の保存
	第26条の2第2項の規定による記録の保存
石綿障害予防規 則（平成17年 厚生労働省令第 21号）	第3条の規定による記録の保存
	第23条の規定による記録の保存
	第25条の規定による記録の保存
	第35条の規定による記録の保存
	第36条第2項の規定による記録の保存
	第37条第2項の規定による記録の保存
第41条の規定による石綿健康診断個人票の保存	

別表第二

労働基準法	第18条第2項の規定による協定
	第24条第2項の規定による協定
	第32条の2第1項の規定による協定
	第32条の3の規定による協定
	第32条の4第1項の規定による協定
	第32条の4第2項の規定による労働時間の定め
	第32条の5第1項の規定による協定
	第34条第2項の規定による協定
	第36条第1項の規定による協定
	第38条の2第2項の規定による協定
	第38条の3第1項の規定による協定
	第38条の4第1項の規定による決議
	第39条第5項の規定による協定
	第39条第6項の規定による協定
	第87条第2項の規定による契約
じん肺法	第14条第3項（第16条第2項及び第16条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定による書面の作成
	第17条第1項の規定による記録の作成
炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法	第5条第4項の規定による健康診断に関する記録の作成
社会保険労務士法	第19条第1項（第25条の20において準用する場合を含む。）の規定による帳簿の記載
	第25条の25第2項において準用する商法第32条第1項の規定による商業帳簿の作成
労働保険の保険料の徴収等に関する法律	第24条の規定による帳簿の記載
	第36条の規定による帳簿の記載
労働安全衛生法	第103条第2項の規定による帳簿の記載
	第103条第3項の規定による帳簿の記載
作業環境測定法	第43条の規定による帳簿及び書類の記載
労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法（平成4年法律第90号）	第7条の規定による決議
労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令23号）	第25条の2第2項の規定による協定
	第25条の2第3項の規定による協定
労働安全衛生規則	第23条第3項の規定による記録の作成
	第24条の4第3項の規定による記録
	第38条の規定による記録の作成
	第51条の規定による健康診断個人票の作成
	第135条の2の規定による記録
	第141条第3項の規定による記録

	第151条の23の規定による記録
	第151条の33の規定による記録
	第151条の40の規定による記録
	第151条の55の規定による記録
	第154条の規定による記録
	第169条の規定による記録
	第194条の25の規定による記録
	第231条の規定による記録
	第276条第4項の規定による記録
	第299条第3項の規定による記録
	第317条第4項の規定による記録
	第351条第4項の規定による記録
	第379条の規定による記録
	第381条第1項の規定による記録
	第382条の2の規定による記録
	第389条の11第2項の規定による記録
	第399条の規定による記録
	第575条の9の規定による記録
	第575条の11の規定による記録
	第575条の16第2項の規定による記録
	第590条第2項（第591条第2項、第592条第2項、第603条第2項、第607条第2項及び第612条第2項において準用する場合を含む。）の規定による記録
ボイラー及び 圧力容器安全 規則	第32条第3項の規定による記録
	第67条第3項の規定による記録
	第88条第3項の規定による記録
	第94条第3項の規定による記録
クレーン等安 全規則	第23条第3項の規定による記録
	第38条の規定による記録
	第79条の規定による記録
	第109条第3項の規定による記録
	第123条の規定による記録
	第157条の規定による記録
	第195条の規定による記録
	第211条の規定による記録
ゴンドラ安全 規則	第21条第3項の規定による記録
有機溶剤中毒 予防規則	第21条の規定による記録
	第28条第3項の規定による記録
	第28条の2第2項の規定による記録
	第30条の規定による有機溶剤等健康診断個人票の作成
鉛中毒予防規 則	第36条の規定による記録
	第52条第2項の規定による記録
	第52条の2第2項の規定による記録
	第54条の規定による鉛健康診断個人票の作成
四アルキル鉛 中毒予防規則	第23条の規定による四アルキル鉛健康診断個人票の作成
特定化学物質 等障害予防規 則	第32条の規定による記録
	第34条の2の規定による記録
	第36条第2項の規定による記録

	第36条の2第2項の規定による記録
	第38条の4の規定による記録
	第38条の10の規定による記録
	第40条第1項の規定による特定化学物質等健康診断個人票の作成
高気圧作業安全衛生規則	第20条の2の規定による書類の作成
	第22条第2項の規定による記録
	第34条第3項の規定による記録
	第39条の規定による高気圧業務健康診断個人票の作成
	第44条第2項の規定による記録
	第45条第2項の規定による記録
電離放射線障害防止規則	第9条第2項の規定による記録
	第18条の7の規定による記録
	第45条第1項の規定による記録
	第54条第1項の規定による記録
	第55条の規定による記録
	第57条の規定による電離放射線健康診断個人票の作成
酸素欠乏症等防止規則	第3条第2項の規定による記録
事務所衛生基準規則	第7条第2項の規定による記録
	第9条の規定による記録
登録製造時等検査機関等に関する規則	第1条の9の規定による帳簿の記載
	第10条の規定による帳簿の記載
	第18条の規定による帳簿の記載
	第19条の11の規定による帳簿の記載
	第19条の20の規定による帳簿の記載
	第19条の35の規定による帳簿の記載
	第24条第1項の規定による帳簿の記載
	第24条第2項の規定による帳簿の記載
	第49条の規定による帳簿の作成
労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント規則	第22条の規定による帳簿の記載
作業環境測定法施行規則	第50条の規定による帳簿の作成
	第62条第1項の規定による書類の作成
粉じん障害防止規則	第18条の規定による記録
	第20条の規定による記録
	第26条第3項の規定による記録
	第26条の2第2項の規定による記録
石綿障害予防規則	第3条の規定による記録
	第23条の規定による記録
	第25条の規定による記録
	第35条の規定による記録
	第36条第2項の規定による記録
	第37条第2項の規定による記録
	第41条の規定による石綿健康診断個人票の作成

新旧対照条文

○ 平成8年6月27日付け基発第411号「光磁気ディスク等による記録の保存について」

改正後	改正前
<p><u>【磁気ディスク等による労働者名簿等の保存について】</u></p> <p>労働者名簿及び賃金台帳については、その調製について定めた労働基準法第107条及び第108条の解釈に関して、平成7年3月10日付け基収第94号通達によって、一定の条件を満たす場合には、磁気ディスク等によって調製することが認められているところであり、第109条による保存についても、同通達の条件を満たす場合には保存義務を満たすものであること。</p>	<p><u>【光磁気ディスク等による記録の保存について】</u></p> <p>1 労働者名簿及び賃金台帳については、その調製について定めた労働基準法第107条及び第108条の解釈に関して、平成7年3月10日付け基収第94号通達によって、一定の条件を満たす場合には、磁気ディスク等によって調製することが認められているところであり、第109条による保存についても、同通達の条件を満たす場合には保存義務を満たすものであること。</p> <p>2 労働者名簿及び賃金台帳を除く書類のうち、労働基準法の規定に基づく労使協定以外のものについては、<u>光学式読み取り装置により読み取り、画像情報として光磁気ディスク等の電子媒体に保存する場合であって、以下の要件のいずれをも満たすときは、本条の要件を満たすものとして取り扱うこと。</u></p> <p>(1) <u>画像情報の安全性が確保されていること。</u></p> <p>① <u>記録された保存義務のある画像情報について、故意又は過失による消去、書換え及び混同ができないこと。また、電子媒体に保存義務のある画像情報を記録した日付、時刻、媒体の製造番号等の固有標識が同一電子媒体上に記録されるとともに、これらを参照することが可能であること。</u></p> <p>② <u>同一の機器を用いて保存義務のある画像情報と保存義務のない画像情報の両方を扱う場合には、当該機器に保存義務のある画像情報と保存義務のない画像情報のそれぞれを明確に区別する機能を有していること。</u></p> <p>(2) <u>画像情報を正確に記録し、かつ、長期間にわたって復元できること。</u></p> <p>① <u>電子媒体、ドライブその他の画像関連機器</u></p>

について、保存義務のある画像情報を正確に記録することができること。

② 電子媒体に記録された保存義務のある画像情報を、法令が定める期間にわたり損なわれることなく保存することができること。

③ 電子媒体、ドライブ、媒体フォーマット、データフォーマット、データ圧縮等のデータ保管システムについて、記録された画像情報を正確に復元することができること。また、労働基準監督官の臨検時等、保存文書の閲覧、提出等が必要とされる場合に、直ちに必要事項が明らかにされ、かつ、写しを提出し得るシステムとなっていること。